

健生食輸発0611第4号
令和6年6月11日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産ひよこ豆のピペロニルブトキシド、アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン、フィリピン産バナナのおキシテトラサイクリン並びにベトナム産シソクサのイソプロチオラン及びルフェヌロン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年6月5日付け健生食輸発0605第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、米国産ひよこ豆のピペロニルブトキシドについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン、フィリピン産バナナのおキシテトラサイクリン並びにベトナム産シソクサのイソプロチオラン及びルフェヌロンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。